

平成 27 年第 3 回市議会定例会において採択となった請願

番 号	請 願 第 5 号	受理年月日	平 27. 8. 25
件 名	教育予算拡充を求める意見書の提出について		
結 果	平成 27. 9. 30 第 3 回定例会で採択		
付託委員会	環境文教委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、1 項＝子供たちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。とりわけ、小学校 2 年生以上においても、学級編制の標準を 35 人に引き下げること。2 項＝教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を堅持すること。以上の点について、国会及び関係行政庁に対し意見書の提出方を要請されたものである。</p> <p>本問題については、請願紹介議員から実情等について詳細な説明がなされた後、本件に対する国・県の対応状況並びに当局の考え方等について伺ったところ、1 項＝小中学校においては、平成 17 年度までは、教職員定数改善計画が実施され、個に応じたきめ細かな指導への支援が進められてきた。その後、文部科学省は、第 8 次教職員定数改善計画案（18～22 年度）を公表したが、予算編成において認められなかったことから、行政改革推進法の範囲内で加配定数の改善を行っている。現在は、社会や子供の変化に対応する新たな学校教育の実現に向け、教員の質と数の一体的強化を図るとともに、アクティブ・ラーニング等の充実に向けた、教職員定数の戦略的充実について検討が進められているところである。</p> <p>教職員定数については、衆参両議院の文教科学委員会において、23 年に、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案に対し、市町村や学校などの実態に即して予算を確保することや市町村間に教育格差を発生・拡大させないことについて附帯決議がなされ、また、27 年には、これからの時代に応じた新しい教育を実現するため、教職員定数の充実に向け、万全を期すよう決議がなされている。県においては、18 年度以降、きめ細かな指導が行われるよう、小学校 1・2 年生において 30 人学級を実施しており、本市においても、小学校 1・2 年生は、既に 30 人以下学級となっている。本市の 27 年度における小学校 3 年生以上の 35 人以下学級の割合は、小学校 67.5%、中学校 39.1%で、27 年度の加配教員は、小学校が 230 人、中学校が 162 人となっている。本市としては、教職員定数の改善計画が早期に実施されるよう、全国市町村教育委員会連合会並びに全国都市教育長協議会等を通じて国へ要望している。</p> <p>2 項＝義務教育費国庫負担制度は、市町村立学校の教職員給与費を都道府県の負担とした上で、国が都道府県の実支出額の原則 3 分の 1 を負担する制度であり、16 年度から総額</p>			

裁量制が導入され、18年度からは国庫負担率が見直されたところである。本市としては、同制度の負担割合が今後とも堅持されるよう、全国市町村教育委員会連合会並びに全国都市教育長協議会等を通じて国へ要望しているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、請願の趣旨及び当局の対応を了として採択すべきものと決定。

なお、本件を採択すべきものとするに伴い、国会及び関係行政庁に対し、別途意見書を提出し、善処方を要請することに決定。